



府消委第171号

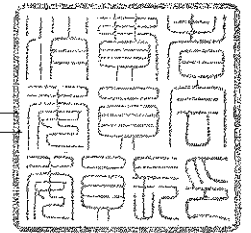
平成29年7月10日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成26年7月31日付消食表第172号をもって諮問された品目のうち別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成26年7月31日付消食表第172号をもって諮問された「ディフェンセラ」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

(1)平成26年7月31日付消食表第172号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ディフェンセラ	ポーラ化成工業株式会社	本品に含まれる米胚芽由来のグルコシルセラミドは、肌の水分を逃しにくくするため、肌の乾燥が気になる方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる